

資料 3-1

地域密着型サービスの基準の改正について

介護保険法が改正され、指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準を定めた厚生労働省令が改正されました。また、介護報酬等の改正も見込まれています。これらは、原則令和3年4月1日に施行されることとなっています。

この改正のうち、主な改正点について説明します。

1. 介護保険法

なし

2. 介護保険法施行規則

- (1) 医療保険の個人単位被保険者番号の活用（第 35 条、第 37 条、第 40 条、第 42 条、第 49 条、第 51 条、第 54 条、第 55 条の 2 及び第 59 条関係） 要介護認定申請等の申請書の記載事項に、医療保険被保険者番号等を追加すること。
- (2) 要介護更新認定・要支援更新認定における有効期間の延長（第 41 条及び第 55 条関係） 認定審査会が判定した被保険者の要介護状態区分が、当該被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分と同一である場合等には、要介護更新認定における有効期間の上限を 48 か月間とすること。要支援更新認定についても同様とすること。
- (3) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等に係る事務・権限についての中核市への移譲（第 140 条の 40 関係） 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先に、中核市の長を追加すること。
- (4) 介護分野のデータ基盤のさらなる整備（第 140 条の 72 の 5 関係）
 - ア 令和 2 年改正法の規定による改正後の介護保険法第 118 条の 2 第 1 項第 3 号の厚生労働省令で定めるサービスを、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援とすること。
 - イ 同号の厚生労働省令で定める事項を、アに定めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等及び当該要介護者等に提供される当該サービスの内容に関する情報並びに特定介護予防・日常生活支援総合事業を利用する居宅要支援被保険者等の心身の状況等及び当該居宅要支援被保険者等に提供される当該事業の内容に関する情報とすること。
 - ウ 同条第 4 号の厚生労働省令で定める事項を、地域支援事業の実施の状況及び被保険者のチェックリスト情報並びにこれらに準ずる情報とすること。
- (5) その他所要の規定の整備を行うこと。

資料 3-1

3. 指定居宅サービスの事業の人員等に関する基準を定めた厚生労働省令

市町村が地域密着型（介護予防）サービスの基準を定める際の基となる厚生労働省令の改正。一部、市町村独自の基準を定めることも可能だが、沼津市は厚生労働省令と同様の基準を定める予定。

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

※介護サービスと介護予防サービスの両方の改正内容については文末に◆を記載しています。

(1) 全サービス共通◆

- ・運営規程に定めておかなければならない事項に「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加する。
- ・業務継続計画（BCP 計画）の整備について
 - 1.感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講じること。
 - 2.職員に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。
 - 3.定期的に計画の見直しを行い、必要に応じ変更すること。
- ・運営推進会議（定期巡回にあたっては介護・医療連携推進会議）は、オンラインによる実施も可能とする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合、オンライン会議について利用者等の同意を得なければならないこと。
- ・職場におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等を防止するための指針の整備をすること。
- ・虐待の防止について
 - 1.虐待防止のための対策を検討する委員会（オンラインによる実施も可。）を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ること。
 - 2.指針を整備すること。
 - 3.職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 4.1～3を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ・感染症の予防及びまん延の防止について
 - 1.感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（オンラインによる実施も可。）を6月に1回以上（地域密着型特養については3月に1回以上）開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - 2.指針を整備すること。
 - 3.職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

資料 3-1

- ・作成、保存する書面（書類、謄本、抄本、抄本など）は、書面の代わりに、電磁的記録により行うことができる。
- ・交付、説明、同意、締結等のうち、書面で行うこととされるものについては、交付の相手方の承諾を得て、書面の代わりに、電磁的方法（電子メール等）により行うことができる。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2) 地域密着型通所介護

- ・全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- ・避難訓練では、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

(3) 認知症対応型通所介護◆

- ・共用型認知症対応型通所介護の管理者について、業務に支障がない場合は、事業所他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することが可能となる。
- ・全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- ・避難訓練では、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

(4) 小規模多機能型居宅介護◆

- ・介護職員が兼務できる小規模多機能型居宅介護事業所に併設された施設等に「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を追加する。
- ・介護職員が兼務できる小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内にある施設等について「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を削除する。
- ・サービス担当者会議は、オンラインによる実施も可能である。ただし、利用者又はその家族が参加する場合、オンライン会議について利用者等の同意を得なければならないこと。
- ・過疎地域等にて、地域の実情により事業の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画の終期まで（市町村が次期計画を作成する際、新規に代替サービスを整備するよりも既存の小多機を活用することがより効率的であると認めた場合は、次期計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行うことができる。
- ・全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

資料 3-1

(5) 認知症対応型共同生活介護◆

- ・共同生活住居の数が3ある場合、生活住居がすべて同一の階において隣接し、職員が円滑に利用者の状況を把握し速やかな対応が可能な構造であって、安全対策が講じられ利用者の安全性が確保されているときは、夜間深夜の時間帯に事業所ごと置くべき職員数は、2以上とすることができる。
- ・サテライト型グループホーム（本体事業所との密接な連携の下に運営されるもの。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第六項の別に厚生労働大臣が定める研修（実践者研修または基礎研修）を修了している者を置くことができる。
- ・共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型グループホームの管理者は、本体事業所の管理者とすることができる。
- ・グループホームの共同生活住居の数について原則1～2としていたが、1～3（サテライト型グループホームは1～2）とする。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会はオンラインにより実施することも可能とする。
- ・外部評価について、外部の者による評価のみとしていたが、外部の者による評価もしくは運営推進会議における評価いずれかの実施とする。
- ・全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・栄養士の1以上の配置から、栄養士又は管理栄養士の1以上の配置となった。
- ・他の社会福祉施設の栄養士や管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができ、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。
- ・サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、下記の本体施設の場合、区分に応じこの職員により本サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われているときは、これを置かないことができる。

1 介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設

生活相談員、栄養士もしくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

2 介護老人保健施設

支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

3 病院

栄養士若しくは管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

資料 3-1

4 介護医療院

栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会はオンラインにより実施することも可能。
- ・サービス担当者会議は、テレビ電話等オンラインによる実施も可能である。ただし、利用者又はその家族が参加する場合、オンライン会議について利用者等の同意を得なければならないこと。
- ・各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。
- ・口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。
- ・全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- ・事故発生の防止のための委員会はオンラインにより実施することも可能。
- ・事故発生の防止のための措置（委員会、研修、指針の整備等）を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ・避難訓練の際は、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。
- ・ユニット型特養について、ユニットの入居定員は、原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。
- ・ユニット型特養について、居室の床面積等は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。

(7) 看護小規模多機能型居宅介護

- ・サービス担当者会議は、テレビ電話等オンラインによる実施も可能である。ただし、利用者又はその家族が参加する場合、オンライン会議について利用者等の同意を得なければならないこと。
- ・過疎地域等において、地域の実情により事業の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画の終期まで（市町村が次期計画を作成する際、新規に代替サービスを整備するよりも既存の小多機を活用することがより効率的であると認めた場合は、次期計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行うことができる。
- ・全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

資料 3-1

4. 介護報酬改定（予定）

(1) 全サービス共通◆

- ・基本報酬の改定
基本報酬を改定する。詳細は厚生労働省通知を参照すること。
- ・介護職員処遇改善加算の見直し
加算区分（IV）及び（V）を廃止する。
- ・介護職員特定処遇改善加算（I）の変更
経験のある介護職員と通常の職員の改善額の差を2倍以上としなければならないこととなっていたが、経験のある介護職員の改善額が通常の職員の改善額を上回っていけばよいこととなった。
サービス提供体制強化加算（I）または（II）を算定していること。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・認知症専門ケア加算の創設
- ・サービス提供体制強化加算の変更
- ・介護職員処遇改善加算の変更

(3) 地域密着型通所介護

- ・感染症や災害の発生時の際の臨時的な算定の創設
- ・入浴介助加算の変更
- ・生活機能向上連携加算の変更
- ・個別機能訓練加算の変更
- ・ADL 維持等加算の変更
- ・栄養改善加算の変更
- ・口腔・栄養スクリーニング加算の創設
- ・栄養スクリーニング加算の廃止
- ・口腔機能向上加算の変更
- ・科学的介護推進体制加算の創設
- ・サービス提供体制強化加算の変更
- ・介護職員処遇改善加算の変更

(4) 認知症対応型通所介護◆

- ・個別機能訓練加算の変更
- ・口腔・栄養スクリーニング加算の創設
- ・感染症や災害の発生時の臨時算定の創設

資料 3-1

- ・入浴介助加算の変更
- ・生活機能向上連携加算の変更
- ・ADL 維持等加算の創設
- ・栄養改善加算の変更
- ・栄養アセスメント加算の創設
- ・栄養スクリーニング加算の廃止
- ・口腔機能向上加算の変更
- ・科学的介護推進体制加算の創設
- ・サービス提供体制強化加算の変更

(5) 小規模多機能型居宅介護◆

- ・特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算の創設
- ・過疎地域に所在する看多機の基本報酬の加算の創設
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設
- ・口腔・栄養スクリーニング加算の創設
- ・栄養スクリーニング加算の廃止
- ・口腔機能向上加算の創設
- ・褥瘡マネジメント加算の創設
- ・排せつ支援加算の創設
- ・科学的介護推進体制加算の創設
- ・サービス提供体制強化加算の変更

(6) 認知症対応型共同生活介護

- ・3ユニットの夜勤職員の数がある場合の基本報酬の取扱いについて
- ・看取り介護加算の算定期間の変更
- ・生活機能向上連携加算の変更
- ・栄養管理体制加算の創設
- ・口腔・栄養スクリーニング加算の創設
- ・栄養スクリーニング加算の廃止
- ・科学的介護推進体制加算の創設
- ・サービス提供体制強化加算の変更

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・安全管理体制未実施減算の創設

資料 3-1

- ・栄養管理体制未実施減算の創設
- ・生活機能向上連携加算の変更
- ・個別機能訓練加算の変更
- ・ADL 維持等加算の創設
- ・再入所時栄養連携加算の変更
- ・栄養マネジメント加算の変更
- ・低栄養リスク改善加算の廃止
- ・経口栄養加算の変更
- ・経口維持加算の変更
- ・口腔衛生管理加算の変更
- ・看取り介護加算の算定期間の変更
- ・褥瘡マネジメント加算の変更
- ・排せつ支援加算の変更
- ・自立支援促進加算の創設
- ・科学的介護推進体制加算の創設
- ・安全対策体制加算の創設 ※都道府県への届け出が必要
- ・サービス提供体制強化加算の変更

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

- ・特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算の創設
- ・過疎地域に所在する看多機の基本報酬の加算の創設
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設
- ・栄養アセスメント加算の創設
- ・栄養改善加算の創設
- ・口腔・栄養スクリーニング加算の創設
- ・栄養スクリーニング加算の廃止
- ・口腔機能向上加算の創設
- ・褥瘡マネジメント加算の創設
- ・排せつ支援加算の創設
- ・科学的介護推進体制加算の創設
- ・サービス提供体制強化加算の変更
- ・介護職員処遇改善加算の変更

※介護報酬の改正について概要をまとめたもののため、正確な基準及び要件、単位数については厚生労働省の通知を確認すること※

資料 3-2

居宅介護支援事業所の基準の改正について

介護保険法及び厚生労働省令の一部改正に伴い、沼津市で定めている指定居宅介護支援事業所の基準等について次のとおり改正を行い、原則令和3年4月1日に施行されることとなっています。また、介護報酬等の改正も見込まれています。

この改正のうち、主な改正点について説明します。

1. 厚生労働省令の一部改正

改正省令名：

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(市町村が地域密着型（介護予防）サービスの基準を定める際の基となる厚生労働省令の改正。一部、市町村独自の基準を定めることも可能だが、沼津市は厚生労働省令と同様の基準を定める予定)

2. 厚生省令の一部改正に伴う条例の一部改正

改正条例名：

- 沼津市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
(平成30年条例第13号)
- 沼津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
(平成27年3月26日条例第20号)

3. 条例の一部改正に伴う基準規則の一部改正

改正規則名：

- 沼津市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する規則
(平成三十年三月三十一日規則第十七号)

改正内容：

①居宅介護支援事業

- ・管理者は主任介護支援専門員でなければならない。
- ・主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合、常勤の介護支援専門員を、管理者とすることが出来る。
- ・サービスの提供を開始する際、あらかじめ、次の2点についても説明し、理解を得ること。
 - 1) 前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護が、それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合。

資料 3-2

- 2) 前 6 ヶ月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者または、地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合。
- ・サービス担当者会議について、テレビ電話装置その他の情報通信機器（テレビ電話装置等）を活用して行うことができる。ただし、利用者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ること。
 - ・介護支援専門員は、次の場合、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ること。
 - 1) 勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る法廷代理受領サービス費の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合が厚生労働大臣が定める額であり、かつ、市町村からの求めがあった場合。
 - 2) 訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が、厚生労働大臣が定める基準に該当し、かつ、市町村からの求めがあった場合。
- ※ 1) 及び 2) について令和 3 年 3 月 26 日修正
- ・運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めること。
 - ・セクハラまたはパワハラにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。
 - ・業務継続計画について、次のことを行うこと。
 - 1) 計画の策定と、それに必要な措置を講じること。
 - 2) 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。
 - 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
 - ・感染症の発生、予防又はまん延を防止のために、次の措置を講じること。
 - 1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しての開催可）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
 - 2) 指針を整備すること。
 - 3) 介護支援専門員に対し、研修及び訓練を定期的実施すること。
 - ・運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に必要である重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることで、事業所の見やすい場所に掲示する代わりにすることができる。
 - ・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じ、それぞれに担当者を置くこと。
 - 1) 対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しての開催可）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

資料 3-2

- 2) 指針を整備すること。
 - 3) 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・ 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、次の文書を書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録※により行うことができる。
 - 1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面※で行うことが規定されている又は想定されるもの。

(運営規程、介護支援専門員の勤務体制、重要事項、居宅サービス計画、契約書の交付、説明、同意、承諾、及び締結。ただし、被保険者証を除く)
- ※書面：書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- ※電磁的記録：電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの
- ・ 令和3年3月31日までに指定された施設について、令和9年3月31日までの間は、主任介護支援専門員ではない介護支援専門員を指定居宅介護支援事業所の常勤の管理者とすることができる。ただし、管理者が変更となる際は、変更後の管理者は主任介護支援専門員でなければならない。

4. 介護報酬改定（予定）

(1) 居宅介護支援費の変更

(1) 居宅介護支援費（I）

- 1 居宅介護支援費（i） ※40件未満、取扱件数が40以上の時、40未満の部分
 - a 要介護1又は要介護2 1,076単位
 - b 要介護3、要介護4又は要介護5 1,398単位
- 2 居宅介護支援費（ii） ※取扱件数が45以上の時、40～59件の部分
 - a 要介護1又は要介護2 539単位
 - b 要介護3、要介護4又は要介護5 698単位
- 3 居宅介護支援費（iii） ※取扱件数が60以上の時、60以上の部分
 - a 要介護1又は要介護2 323単位
 - b 要介護3、要介護4又は要介護5 418単位

(2) 居宅介護支援費（II）

- 1 居宅介護支援費（i） ※45件未満、取扱件数が45以上の時、45未満の部分
 - a 要介護1又は要介護2 1,076単位
 - b 要介護3、要介護4又は要介護5 1,398単位
- 2 居宅介護支援費（ii） ※取扱件数が45以上の時、45～60件の部分
 - a 要介護1又は要介護2 522単位
 - b 要介護3、要介護4又は要介護5 677単位
- 3 居宅介護支援費（iii） ※取扱件数が60以上の時、60以上の部分
 - a 要介護1又は要介護2 313単位
 - b 要介護3、要介護4又は要介護5 406単位

資料 3-2

※（２）については、情報通信機器の活用又は事務職員の配置を行っている事業者がサービスを提供し、かつ月末に規定の文書を提出している場合に算定可能。

- (2) 特定事業所加算の要件の変更
特定事業所加算(IV)を削除。特定事業所加算(A)を新設。
- (3) 特定事業所医療介護連携加算の新設
- (4) （看護）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止
- (5) 退院時情報連携加算の新設